

議案第 109 号

島ヶ原ふれあいの里の設置及び管理に関する条例及び伊賀市温泉活用施設の設置及び管理に関する条例の廃止について

島ヶ原ふれあいの里の設置及び管理に関する条例及び伊賀市温泉活用施設の設置及び管理に関する条例を次のとおり廃止しようとする。

令和3年12月1日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

島ヶ原ふれあいの里の設置及び管理に関する条例及び伊賀市温泉活用施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 島ヶ原ふれあいの里の設置及び管理に関する条例（平成16年伊賀市条例第28号）
- (2) 伊賀市温泉活用施設の設置及び管理に関する条例（平成16年伊賀市条例第29号）

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。